

平成30年度 行政評価シート

施設名	旭川市動物愛護センター	所在地	旭川市7条通10丁目		
担当部局	保健所 衛生検査課 動物愛護センター	電話番号	25-5271	内線	2978

1 施設の概要

設置目的	動物の愛護及び適正な飼養等に関し普及啓発を図るとともに、人と動物が共生する社会の形成に寄与すること。				
設置根拠	旭川市動物愛護センター条例第1条(狂犬病予防法第21条に定める「抑留所」を兼ねる。)				
設置年月日	平成24年9月3日	増改築			
建設費(単位:千円)	(新築時)	311,353	(増改築時)		
規模・構造等	敷地面積:793㎡, 建築面積:358㎡, 延床面積:734㎡, 鉄筋コンクリート造地上2階地下1階塔屋1階建, 室名(保護室, 多目的ホール, 検疫室, 治療室等)				
利用対象者	一般市民(市外含む)				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 動物の愛護に関する普及啓発に係る事業 飼い主に対する適正飼養の指導及び助言に係る事業 収容動物の適正飼養, 治療, 返還, 譲渡等 				
運営方法	<input type="checkbox"/> 直営	(平成30年度の職員体制) 正職員 9人, 臨時職員 5人, 嘱託職員 3人			
	<input checked="" type="checkbox"/> 直営(一部業務委託)	(委託内容) 機械警備業務, 各種設備保守管理等業務(エレベーター, オゾン脱臭設備, 空調設備等11件)			
料金制度	<input type="checkbox"/> 使用料 <input checked="" type="checkbox"/> その他(引取り及び保管, 返還に係る手数料)				
減免制度	市長が, 特別の理由があると認めたとき				
類似施設 (民間の施設を含む)	緑の森どうぶつ病院 (同病院の施設を拠点として, NPO法人 手と手の森が本センターと同様の犬や猫の譲渡事業を展開している。)				
類似施設との違い	動物愛護センターは市の中心部にあり, 交通アクセスも良好で, 見学者の利便性の向上につながっている。 *本市のように中心市街地に動物収容施設を設置している自治体は, 全国的にも稀である。				

2 管理運営の状況

(1) 管理経費

(単位:千円)

内訳	年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	備考
		(決算)	(決算)	(決算)	(予算)	
人件費		77,582	69,037	76,565	78,507	
	正職員	65,619	57,080	64,773	65,889	
	臨時・嘱託職員	11,963	11,957	11,792	12,618	
需用費		11,542	11,046	10,066	12,295	
	燃料費	0	0	0	4	
	光熱水費	4,170	3,436	3,331	4,060	
	修繕料	0	425	89	100	
	その他	7,372	7,185	6,646	8,131	消印費, 飼料代, 医薬材料
委託料		5,739	6,598	6,539	6,946	
使用料・賃借料		1,167	1,206	1,185	1,174	
備品購入費		0	0	46	0	
その他		2,131	2,029	1,994	2,297	旅費, 役務費, 原材料費, 負担金, 公課費
	合計(A)	98,161	89,916	96,395	101,219	
収入	使用料	0	0	0	0	未設定
	手数料	11,517	11,827	11,490	12,012	犬猫引取等
	その他	1	21	23	0	土地貸し付け等
	合計(B)	11,518	11,848	11,513	12,012	
差引(合計(A)-合計(B))		86,643	78,068	84,882	89,207	

※人件費(正職員分)は, 1人当たり平成27年度7,291千円, 平成28年度7,135千円, 平成29年度7,197千円, 平成30年度7,321千円で計算すること。

(2) 利用状況

年度 内訳	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (見込み)	備考
総利用件数(単位:人)	3,282	2,822	3,159	2,500	見学者数
うち免除利用分					利用料金未設定
うち減額利用分					利用料金未設定
各室利用率 (単位:%)	100%	100%	100%	100%	
【参考値】 利用者一人当たりの 市費投入額(千円) (管理経費÷総利用件数)	26	28	27	36	

(3) 市民ニーズの把握

把握方法	<input type="checkbox"/> アンケート調査(実施時期, 提出件数等)						
	<input type="checkbox"/> 意見箱の設置(設置数, 提出件数等)						
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の方法(実施時期, 方法等) 見学者等からの要望を随時受け付けている。						
主な意見と対応状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な意見</th> <th>対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学時間の拡充</td> <td>収容動物の健康保持(ストレス防止・感染防止)及び適正な飼養管理(保護室の清掃, 給餌給水等)の維持の観点から制限していることを説明している。</td> </tr> <tr> <td>殺処分回避</td> <td>終生飼養の普及啓発による引取数の削減, 収容犬猫の情報拡散による譲渡の推進を図っている。</td> </tr> </tbody> </table>	主な意見	対応状況	見学時間の拡充	収容動物の健康保持(ストレス防止・感染防止)及び適正な飼養管理(保護室の清掃, 給餌給水等)の維持の観点から制限していることを説明している。	殺処分回避	終生飼養の普及啓発による引取数の削減, 収容犬猫の情報拡散による譲渡の推進を図っている。
	主な意見	対応状況					
見学時間の拡充	収容動物の健康保持(ストレス防止・感染防止)及び適正な飼養管理(保護室の清掃, 給餌給水等)の維持の観点から制限していることを説明している。						
殺処分回避	終生飼養の普及啓発による引取数の削減, 収容犬猫の情報拡散による譲渡の推進を図っている。						

(4) サービス向上, 利用者増に向けた取組, 業務改善, 経費削減などの取組(業務委託は次項に記載)

取組内容	実績・成果
犬のしつけ教室の開催	外部講師を招へいし, 年4回開催している。平成25年度から計20回開催し, 延べ471人が受講した。
野良猫の去勢・不妊措置	野放図な繁殖を防ぐため, 野良猫を一旦捕獲し, 動物愛護センターで去勢・不妊手術を施し, 元いた場所に戻している。平成25年度から雌雄合わせて約1,000頭に施術した。かつては春秋の繁殖時期になると, 野良の仔猫が数十匹ほど持ち込まれたが, 今年の春は一桁台で推移し, 昨年来, 猫の収容数が減少を続けている。
感染症予防ワクチンの接種	平成24年9月のオープン以降, 収容した犬や猫のほぼ全頭に接種している。 ※オープン以降の収容数は犬猫合わせて3,000頭を超える。
今後の予定	上記3取組を継続する。

(5) 業務委託の実績と予定

業務委託の実績	年度	内容
	H24	機械警備業務, 各種設備保守管理等業務(エレベーター, オゾン脱臭設備, 空調設備等11件)
今後の予定		特になし。

(6) 指定管理者制度の導入について

指定管理者の担い手	<input type="checkbox"/> 担い手になりうる団体がある <input checked="" type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市内にはないが市外にはある <input checked="" type="checkbox"/> 現時点では、担い手になりうる団体がない				
	説明	狂犬病予防法第21条で設置が義務づけられている犬の「抑留所」の性質も併せ持つ施設であることから、発症するとほぼ100%死に至る狂犬病に罹患した疑いのある犬の隔離収容、その他様々な感染症に罹患したおそれのある犬や猫の収容、収容犬猫の健康管理・治療等、獣医療等に関する高度の専門技術性が備わっていなければならない、指定管理者制度の導入はなじまない。直営が妥当である。			
メリットの比較	サービス向上	<input type="checkbox"/> 市直営	<input type="checkbox"/> 同程度	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入	<input checked="" type="checkbox"/> 不明
	コスト削減	<input type="checkbox"/> 市直営	<input type="checkbox"/> 同程度	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入	<input checked="" type="checkbox"/> 不明
	説明	同様の施設がないことから、比較検討はできない。			
他市の導入状況	中核市54市で、指定管理者制度を導入している市はない。道内の類似施設である札幌市動物管理センターも同制度は導入していない。				

3 施設の課題

引取数の削減をさらに推進しなければならない。

4 公共施設等総合管理計画(施設再編計画)における評価

A継続:単独施設	将来にわたり市が保有し続ける施設で、事業・設備の状況から、単独施設が望ましいもの。
----------	---

5 評価

(1) 1次評価(所管部局)

活動量と成果	説明 ※活動量とは、利用件数や利用率、事業の実施件数など
<input type="checkbox"/> 高い	・「公の施設」と位置づけられているが、狂犬病予防法第21条で設置が義務づけられている「抑留所」の性質も併せ持つ施設である。 ・利用者として「見学者」を当てているが、見学させること自体が施設設置の目的ではなく、動物愛護センターが行う事業の主要な目的である譲渡の推進を図る手段のひとつであり、いたずらに見学時間を拡充することは、犬や猫へのストレスを増大させることになる(動物の愛護及び管理に関する法律に定める「展示施設」ではない)。 ・動物愛護センター開設以降、犬については「殺処分ゼロ」を継続している。また、猫についても、平成29年度の「殺処分」は1匹に止まった。
<input type="checkbox"/> やや高い	
<input checked="" type="checkbox"/> 予定どおり	
<input type="checkbox"/> やや低い	
<input type="checkbox"/> 低い	
運営の効率性	説明
<input type="checkbox"/> 高い	・動物愛護センターは、狂犬病予防法第21条で設置が義務づけられている犬の「抑留所」の性質も併せ持つ施設であることから、基本的には、同条の規定により、その管理運営は狂犬病予防員が行うこととされているが、一部の業務について外部委託を行っているほか、ボランティアの協力を得るなど、管理経費の縮減に取り組んでいる。
<input type="checkbox"/> やや高い	
<input checked="" type="checkbox"/> 標準	
<input type="checkbox"/> やや低い	
<input type="checkbox"/> 低い	
評価及び見直しの内容	
動物愛護センター条例で規定している引取手数料等について、道内他都市の状況も踏まえながら、適正な額の設定のため必要な見直しを行う。	

(2) 外部評価(行財政改革推進委員会の意見)

評価及び見直しの内容
獣医師4名の業務について、市職員が行わなければならない業務を整理し、外部委託を検討すること。また、ボランティアや寄附のより有効な活用方法についても検討すること。 施設の名称から誤った認識を持つ市民もいることから、これまでの譲渡に対する努力は継続するとともに、収容時の状況を写真掲示するなど施設本来の設置目的である適正な飼育等に関する普及啓発に努めること。

(3) 2次評価(行政評価検討会議)

評価及び見直しの内容
収容頭数が減少傾向にあることから、獣医師の業務量と内容を精査し、業務委託について検討すること。 また、殺処分ゼロの努力は必要であるが、愛護が前面に出ている印象があり、施設本来の設置目的である適正な飼育等に関する普及啓発に努めること。 引取手数料等の見直しについては、他都市の状況を踏まえるとともに、経費に見合った額とすること。